

農地法等の一部が改正されました

相続等により取得した農地について届出が必要になりました

相続、遺産分割、時効取得、法人の合併・分割等で農地を取得した方は、その農地が所在する農業委員会に届出をお願いします。

標準小作料制度が廃止されました

これに代わり農地の賃借等の情報提供を行います。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとして活用してください。

平成20年1月から12月までに設定された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は以下のとおりです。

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	参考
田	9,008円	13,260円	6,630円	182	・物(米)納は23.6% (内30kgが65%、60kgが35%) ・金納は76.4% (内9,000円／10aが99.3%、 その他の金額が0.7%)
畑	9,000円	9,000円	9,000円	6	・物納は無し ・9,000円／10aが100%

- ※ 賃借料を物(米)納で設定されている場合は、農協買取価格で金額換算しています。
米30kg=6,630円（平成20年産最多取引米：JA米コシヒカリ2等）
- ※ データ数は集計に用いた筆数です。
- ※ 使用貸借の設定は集計対象から除いています。

農地を貸しても相続税の納税猶予を受けられるようになりました

猶予期間中に営農できなくなったり、他の人に貸すと打ち切りになっていましたが、農業経営基盤強化促進法により貸付ける場合は納税猶予が継続します。

この場合、20年間自ら営農する要件が、終身営農（相続人が亡くなるまで）になります。

地域子育て支援センターを開設しています

子育て中の保護者の交流の場、子育て相談の場として、地域子育て支援センターを開設していますので、気軽にお立ち寄りください。

2月1日(月)はまめまき、3月1日(月)はおひなまつりを行いますので、皆さんご参加ください。

■開所日／

2月	*1日(月)	4日(木)	5日(金)	8日(月)	11日(木)	15日(月)	18日(木)
	19日(金)	22日(月)	24日(水)	25日(木)			
3月	*1日(月)	3日(水)	4日(木)	8日(月)	10日(水)	11日(木)	15日(月)
	17日(水)	18日(木)	22日(月)	24日(水)	25日(木)	29日(月)	31日(水)

■時間／午前9時～正午

■場所／大川戸農村センター（大字大川戸5 4 7番地）

■内容／・子育て親子の交流、促進
・子育て等の相談、援助
・子育て関連情報の提供 など

■運営／NPO法人親子サポートぽっぽ（松伏町委託）

